

◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年11月29日（火曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 8 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 6 議案第49号 愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 7 議案第50号 愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第51号 愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第52号 愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第10 議案第53号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第54号 愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第55号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第56号 調停の申立てについて
- 日程第14 議案第57号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第58号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第59号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第60号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第61号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第62号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第63号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第64号 令和 4 年度愛西市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第22 議案第65号 令和 4 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 議案第66号 令和 4 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 議案第67号 令和 4 年度愛西市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第25 議案第68号 令和 4 年度愛西市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第26 請願第3号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

日程第27 諮問第1号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第28 諮問第2号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第29 諮問第3号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君		

---

◎欠席議員（1名）

18番 竹 村 仁 司 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	人 見 英 樹 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	三 輪 進一郎 君	保険福祉部長	小 林 徹 男 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
消 防 長	加 藤 義 久 君	上下水道部長	山 田 英 穂 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小百合	書 記	杉 本 昌 哉

---

午前 9 時30分 開会

○議長（杉村義仁君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

18番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。定例会本会議に際して、報道機関より撮影を許可されたい旨の申出があった場合は、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、議長の権限において申出を行った報道機関に対して撮影の許可をすることにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番・吉川三津子議員、9番・角田龍仁議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月27日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月27日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月29日から12月23日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりで、本日より12月23日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月23日までの25日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく  
お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・諸般の報告について**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第3・諸般の報告についてを議題といたします。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区急病診療所組合議会議員の中村文武議員、お願いいたします。

**○3番（中村文武君）**

それでは、海部地区急病診療所組合の報告をさせていただきます。

去る令和4年9月26日、海部地区急病診療所において、令和4年第3回定例会が開催されま  
した。

付議事件といたしまして、議案第5号：海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する  
条例の一部改正、認定第1号としまして、令和3年度海部地区急病診療所組合一般会計歳入歳  
出決算の認定について行われました。

決算認定について、歳入総額1億516万181円、歳出総額7,194万8,510円、差引き残額3,321  
万1,671円の報告がありました。

この定例会につきまして、主な質問といたしまして、各市町から負担金が追加で徴収されて  
おりましたが、差引き残額約3,300万が残っております。この残額についてどうのお考え  
かということが主な質問としてありました。

管理者からは、当初負担金を徴収したときには収入が少なくなるというように予想されてお  
りましたが、令和3年11月に県医師会のほうからコロナの陽性検査をするようにという依頼が  
あり、その結果、診療収入が増額したという報告があり、この残額につきまして、各市町と相  
談し、返金等も検討しながら、各市町と協議しながら対応するというような報告があり、議案  
第5号及び認定第1号につきまして、賛成多数で可決及び認定されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、海部地区水防事務組合議会議員の馬淵紀明議員、お願いいたします。

**○1番（馬淵紀明君）**

それでは、海部地区水防事務組合の報告をします。

令和4年10月3日、日光川水防センターで令和4年第2回定例会を行いました。

付議事件といたしまして、認定第1号：令和3年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出  
決算の認定について、歳入総額2,804万1,606円、歳出総額2,586万2,527円、差引き残額217万  
9,079円となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○5番（真野和久君）

それでは、海部地区環境事務組合、令和4年度第2回定例会について報告いたします。

第2回定例会は11月21日、海部地区環境事務組合新開センターにおいて開催されました。

付議事件としては、専決第1号として、専決処分の承認についてがありました。

これについては、膜分離装置回転平膜取替え工事に関して、年度内の部品等の供給が不可能と見通しが立たなくなったため、専決処分を行うことが承認されました。全会一致で承認をされました。

また、議案第1号：令和3年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額35億768万6,530円、歳出総額34億5,232万699円、差引き残額5,536万5,831円で、賛成多数で認定されました。

議案第9号：令和4年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）については、昨今の燃料費等の高騰に対する補正予算が提案されました。

補正額としては、5,758万5,000円、補正後の予算総額27億6,100万4,000円で、全員賛成で可決されました。

また、11月17日の決算の説明会において、八穂センター内にあります送電線の鉄塔敷地を中部電力パワーグリッドから買取りの申出があることが報告されました。

以上で報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

御苦労さまでございました。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和4年7月から令和4年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

○市長（日永貴章君）

おはようございます。

令和4年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

まず初めに、11月5日、市の集団接種会場におきまして、接種後にお亡くなりになられるという大変残念な事案が発生いたしました。お亡くなりになられた方に対しまして、哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様方には心よりお悔やみを申し上げます。

市では、集団接種をこれまでも厚生労働省作成の手引きに従い、接種を進めてまいりました。今回の事案が発生した後、改めて接種会場における接種体制、応急体制、連携体制等の点検・確認をいたしました。

11月17日には、県医師会の医療安全対策委員会での検証結果が報告をされております。この検証結果をしっかりと受け止め、接種体制等を改めて点検・確認したところであります。

また、今回の事案を受け、医療法に基づく医療事故調査委員会において調査を行うため、現在、関係機関の指導を受けながら準備を進めております。

市といたしましては、接種を希望される市民の皆様方が安心・安全にワクチン接種を受けられるよう取り組んでまいります。

さて、今議会に御提案を申し上げている議案につきましては専決処分事項の報告1件、条例の制定3件、条例の一部改正4件、調停の申立て1件、指定管理者の指定7件、補正予算5件、諮問3件の計24件の上程でございます。

このうち、補正予算につきましてはインフルエンザワクチン接種を希望される高齢者の方の自己負担を無償化する高齢者インフルエンザ予防接種事業、3歳児健康診査における視覚スクリーニング精度向上のため、屈折検査の導入を行う屈折検査導入事業、燃料価格高騰の影響を受ける公共施設等の光熱費の増額をはじめ、必要な予算を盛り込んでおります。

なお、人事案件につきましては本日御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

内容につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げて、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・報告第8号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・報告第8号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）の報告をお願いいたします。

##### ○消防長（加藤義久君）

それでは、報告第8号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次のページを御覧ください。

警戒業務に起因して発生した事故について、損害賠償の額を1,625円とし、和解を行ったものでございます。

なお、事故の概要及び和解の相手方は記載のとおりでございます。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第49号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第49号：愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを御説明させていただきます。

愛西市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、法の施行に必要な事項を定める必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料3で御説明させていただきますので御覧ください。

条例の概要は、議会を除く実施機関が保有する個人情報の保護に関する制度について、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

制定の理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律等が改正されたためでございます。

条例の内容といたしましては、個人情報保護事務について、個人情報取扱事務登録簿、開示決定等の期限や開示請求に係る費用負担などの開示手続、愛西市情報公開・個人情報保護審査会への諮問など、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第50号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第50号：愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを御説明いたします。

愛西市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、愛西市情報公

開・個人情報保護審査会を設置し、必要な事項を条例で定める必要があるからでございます。

改正の内容につきましては、資料2で御説明させていただきますので御覧ください。

条例の概要は、愛西市情報公開・個人情報保護審査会の組織及び運用に関する必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

制定の理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律等が改正されたためでございます。

条例の内容ですが、愛西市情報公開・個人情報保護審査会の組織や委員、調査審議、調査権限などについて定めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第51号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第51号：愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛西市観光案内所の設置及び管理に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

議案第51号資料、愛西市観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定の概要を御覧ください。

条例の概要は、愛西市観光案内所の設置をするに当たり、必要な事項を定めるものでございます。

制定の理由は、地方自治法の規定に基づき、愛西市観光案内所の設置及び管理に関する事項を条例で定めるためでございます。

条例の内容は、第1条から第3条関係の趣旨等として、本市の観光情報を広く発信するとともに、本市を訪れる観光客の利便を図ることとしております。

第4条の案内所が実施する事業として、観光案内、その他観光情報の提供に関する事業及び特産品等の展示に関する事業としております。

第5条の利用の制限等として、利用者が公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるときなどは利用を拒否または制限することができるものとしております。

第6条では、損害賠償の規定を設けており、利用者が故意または過失によって案内所または



その附属施設を損傷または滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとしております。

施行期日は、規則で定める日とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第52号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、議案第52号：愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明いたします。

愛西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございませう。

提案理由としましては、職員の定年年齢を引き上げること等に伴い、改正する必要があるからです。

議案第52号資料3を御覧ください。

愛西市職員の定年等に関する条例等の一部改正等の概要となります。

改正の理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものでございませう。

改正の内容といたしまして、1点目の愛西市職員の定年等に関する条例では、定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入でございませう。

2点目の愛西市職員の給与に関する条例では、当分の間、職員の給料月額は60歳に達した以後の最初の4月1日以後、7割水準とするものでございませう。

その他、関係条例の必要な規定の整備を行っております。

施行期日は、令和5年4月1日でございませう。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第53号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第53号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（人見英樹君）

それでは、議案第53号：愛西市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長

名でございます。

提案理由としまして、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

改正の内容は3枚おめくりいただき、議案第53号資料2を御覧ください。

改正の概要は、マイクロチップが装着されている犬の登録及び鑑札の交付手数料を徴収しないこととするものでございます。

改正の理由は、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容は、犬に装着されているマイクロチップを鑑札とみなすことに伴い、狂犬病予防法上の犬の登録及び鑑札の交付手数料を徴収しないこととするもの、またマイクロチップを取り除いた犬の所有者に鑑札を交付する場合、鑑札の交付手数料を徴収する規定を追加するものでございます。

なお、施行期日は公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第54号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第54号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第54号：愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、立田社会福社会館について、行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることに伴い、改正する必要があるからでございます。

3枚おめくりいただいて、議案第54号資料2を御覧ください。

改正の概要、改正の理由、改正の内容については、立田社会福社会館について、行政財産の用途を廃止し、普通財産とするため、立田社会福社会館に関する規定を削除するものでございます。

施行期日は、令和5年1月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第55号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

議案第55号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業を実施する時間を延長することなどに伴い、改正する必要があるからでございます。

次に、資料2を御覧ください。

条例の一部改正の概要についてです。

第1の改正の概要は、放課後児童健全育成事業を実施する時間の延長などを行うものでございます。

第2の改正の理由は、子育て家庭の保護者が安心して働くことができる環境を整備するためでございます。

第3の改正の内容は、放課後児童健全育成事業を実施する時間を午後7時まで延長時間とすることができることとするのと同時に、延長利用した場合の利用料を定めるものでございます。

第4の施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第13・議案第56号（提案説明）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第13・議案第56号：調停の申立てについてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

議案第56号：調停の申立てについて御説明させていただきます。

土地及び建物を対象とする使用貸借契約に関する調停の申立てを別紙のとおり行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、土地及び建物を対象とする使用貸借契約の満了後における法律関係において、あらかじめ合意に至っておく必要性が高いからでございます。

1枚おめぐりいただいて、相手方は稲沢市平和町観音堂東海塚26番地、社会福祉法人亀泉会でございます。

土地及び建物の表示は、土地が愛西市西川端町南須原4番1の宅地3,105.69平米、建物は同じ南須原の4番地1の鉄骨造り瓦ぶき平家建て137.12平米と軽量鉄骨造り亜鉛ぶき平家建て

4. 32平米でございます。

申立ての趣旨は、相手方が愛西市に対し、令和6年2月1日が到来したときは、上記2記載の土地及び建物を明け渡す義務が生じることについて、相当な解決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第57号から日程第19・議案第62号まで（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第57号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第19・議案第62号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民協働部長（人見英樹君）

それでは、議案第57号から議案第62号までの御説明を申し上げます。

初めに、議案第57号をお願いいたします。

議案第57号・愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市西保地区防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西市西保町北川原23番地13、西保地区防災コミュニティセンター運営協議会、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

提案理由としまして、愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

議案第57号は以上となりますが、以後、議案第58号から議案第62号までの指定の期間及び提案理由につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、続きまして議案第58号をお願いいたします。

議案第58号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市勝幡地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西市勝幡町駅東26番地1、勝幡地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第59号をお願いいたします。

議案第59号：愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。  
本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市町方地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西

市町方町南堤外72番地3、町方地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第60号をお願いいたします。

議案第60号：愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市川渕地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西市渕高町権左38番地2、川渕地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第61号をお願いいたします。

議案第61号：愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市草平地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西市草平町草場77番地、草平地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、最後になりますが、議案第62号をお願いいたします。

議案第62号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

施設の名称は、愛西市藤浪地域防災コミュニティセンター、指定管理者となる団体は、愛西市持中町郷前29番地、藤浪地区コミュニティ推進協議会でございます。

資料としまして、議案第57号から第62号までの指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

以上で、議案第57号から議案第62号までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第63号（提案説明）

##### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、愛西市立田地域交流拠点施設、指定管理者となる団体、愛西市森川町井桁西27番地、立田ふれあいの里連絡協議会、指定の期間、令和5年4月1日から

令和7年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第64号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、議案第64号：令和4年度愛西市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,456万8,000円を追加し、総額を255億8,633万7,000円とするものでございます。

まず、4ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の追加をいたしました。

次に、歳入全般につきまして、私のほうから御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で、障害者医療費負担金として273万1,000円を、また子どものための教育・保育給付交付金として2,233万1,000円を計上いたしました。

同じく、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、デジタル基盤改革支援補助金として807万4,000円を、また母子保健衛生費補助金として70万4,000円を計上いたしました。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で、障害者医療費負担金として136万5,000円を、また施設型教育・保育給付費等負担金として1,002万7,000円を計上いたしました。

同じく、2項県補助金、3目衛生費県補助金では、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金1,820万1,000円を、また9目教育費県補助金では、教育支援体制整備事業費補助金53万5,000円を計上いたしました。

次に、17款財産収入、2項財産売却収入、3目株式売却収入では、名古屋西流通センター株式会社の完全民営化に伴い、市が所有する株式を譲渡するため、1億6,655万3,000円を計上いたしました。

次に、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金では、ふるさと応援寄附金の増に伴い、2,723万3,000円を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では1億6,655万3,000円を減額し、また8目森林環境譲与税基金繰入金として300万円を計上しております。

続いて、20款繰越金では、前年度決算の剰余金のうち、繰越財源分を除いた繰越額9億5,030万2,000円を計上いたしました。

また、21款諸収入、5項雑入、3目雑入で、農地集積協力金交付事業返還金として6万5,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

私からは総務部所管の項目について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費におきまして、ふるさと応援寄附金の増に伴い、システム利用料等手数料とふるさと応援寄附金支援委託料などで、計1,364万9,000円を計上いたしました。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

同じく7目電子計算費で、行政手続のオンライン化事業に係る機器購入及び導入作業委託料として1,614万8,000円を計上しております。

また、10目基金費におきまして、地方財政法の定めにより、前年度決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるため、財政調整基金に5億2,600万円を、また公共施設の大規模修繕や更新費用等に備え、公共事業整備基金積立金として2億2,384万2,000円を計上いたしました。

なお、燃料価格高騰の影響により、公共施設において生じる光熱費及び指定管理委託料の不足見込み分の補正額は各費目において計上をいたしております。

私からは以上でございます。

続きまして、企画政策部長より御説明申し上げます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、企画政策部所管の人件費補正について御説明いたします。

今回の人件費の補正は、主に人事異動に係る給与調整をお願いするものでございます。

一般会計補正予算書の28ページの給与費明細書を御覧ください。

補正後の職員数は、当初予算編成後において、新規採用予定者の辞退や職員の退職があり、また令和4年度において臨時的任用職員の採用により、差引きで434人となり、当初予算編成後と比較し、4人の減少となりました。

各課におきまして、給料、職員手当及び共済費で減額が生じております。

給料で2,086万3,000円の減、職員手当で1,035万3,000円の減、そして共済費で607万1,000円の減、合わせまして3,728万7,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因としまして、人事異動に伴い過不足が生じたことのほか、当初予算編成時に予定できていない新規採用予定者の辞退や職員の退職などが主な要因でございます。

その他の会計につきましては、それぞれの予算書に給与費明細書を記載してございます。

その中で、国民健康保険特別会計の事業勘定で43万5,000円の減額、介護保険特別会計の保険事業勘定で1,192万3,000円の減額、水道事業会計で798万2,000円の減額、下水道事業会計で951万4,000円の減額を計上しております。

これらの会計の増減は、一般会計と同様の要因であり、これを補正するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、保険福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、保険福祉部の所管に関する主なものについて御説明申し上げます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費の12節委託料で、調停弁護士委託料33万円は、議案第56号の調停の申立てに係る費用を計上いたしました。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

2款9項1目市民生活応援費や3款1項1目社会福祉総務費の22節償還金、利子及び割引料の補助金、負担金の返還金につきましては、各事業の精算に伴うものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費の19節扶助費は、更生医療の給付受給者の増加に伴い、546万3,000円を計上いたしました。

なお、経費の4分3は国・県補助金で計上しております。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

3款2項6目福祉医療費の19節扶助費は、子ども医療の無償化拡大分の医療費増加に伴い、850万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、健康子ども部長より御説明申し上げます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、健康子ども部所管の主な項目について御説明させていただきます。

18ページ、19ページを御覧ください。

民生費関係で、3款2項1目児童福祉総務費で、放課後児童クラブの利用時間を延長することに伴い、学童保育システム改修委託料39万6,000円を計上しました。また、国庫負担金等の確定に伴う返還金として5,892万5,000円を計上しました。

続きまして、2目児童措置費の負担金で、給付費の増加に伴い、施設型給付費として4,238万6,000円を計上しました。また、過年度精算に伴い、保育対策総合支援事業費補助金過年度返還金として2万5,000円を計上しました。

次に、20ページ、21ページを御覧ください。

3款2項5目母子福祉費で、過年度精算に伴い、母子家庭等対策総合支援事業費補助金返還



金として139万1,000円を計上しました。

続きまして、衛生費関係で、4款1項2目予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担に対する県の補助が実施されることに伴い、委託料等3,178万4,000円を計上しました。

同じく、3目母子衛生費で、3歳児健康診査における目の屈折検査機器購入のため、140万8,000円を計上しました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、市民協働部長より御説明いたします。

#### ○市民協働部長（人見英樹君）

私からは、市民協働部の所管に関する主なものについて御説明申し上げます。

22ページ、23ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費で、指定ごみ専用袋の原材料費等の物価高騰により、消耗品費548万2,000円を増額計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

次は、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、産業建設部所管に関するものについて御説明いたします。

同じく補正予算書22ページ、23ページを御覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で、農地集約化に取り組む農地中間管理機構と農地集約化に協力する農業者との賃借契約の合意解約に伴う補助金返還のため、22節償還金、利子及び割引料で農業振興対策事業補助金返還金6万5,000円を計上し、それに伴う歳入といたしまして、農地集積協力金交付事業返還金6万5,000円を計上しました。

また、6目農業施設管理費において、現在建設中の観光案内所への什器類の設置のため、17節備品購入費で、観光案内施設備品603万円を計上し、それに伴う歳入といたしまして、森林環境譲与税基金繰入金300万円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、教育部所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書26ページ、27ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の工事請負費におきまして、佐屋中学校体育館等のトイレ修繕工事で504万6,000円を計上いたしました。

また、4項社会教育費、5目文化財費におきまして、文化財保護一般事業補助金として10万7,000円を計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

以上で、令和4年度一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

先ほど、私が御説明申し上げました議案第63号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてでございますが、1つ訂正のほうをお願いしたいと思います。

記のほうで、指定管理者となる団体のお名前ですが、立田ふれあいの里連絡協議会と私、説明しましたが、正しくは立田ふれあいの里運営連絡協議会でございます。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

申し訳ございません。1点、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。

私、先ほど議案第56号：調停の申立てについての中で、使用貸借契約と申し上げましたが、使用貸借契約の間違いですので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第65号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第22・議案第65号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

議案第65号：令和4年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ63万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,453万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,879万3,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費補正と電気料金の不足に伴うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第66号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

議案第66号：令和4年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条のとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ692万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,057万3,000円とするものでございます。本日の提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費補正等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費でございます。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

まず、歳入として、人件費に係る部分の補正のほか、6款県支出金、3項県補助金、3目県補助金で、介護施設等整備事業費交付金を559万円計上いたしました。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出で、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補助金を559万円計上いたしました。

内容につきましては、介護施設等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費として、2つの事業所で行う事業に対して補助を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第24・議案第67号（提案説明）**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第24・議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

それでは、議案第67号：令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、令和4年度愛西市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益、補正予定額12万円、計4億8,916万9,000円。

第1款水道事業費用、補正予定額マイナス388万7,000円、計4億9,508万6,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書き中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、補正予定額マイナス409万5,000円、計4億6,421万1,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス799万6,000円、計8,366万円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

補正の内容としましては、人事異動に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第68号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第25・議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、議案第68号：令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、令和4年度愛西市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度愛西市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益、補正予定額マイナス213万円、計18億2,145万7,000円。

第1款下水道事業費用、補正予定額マイナス64万4,000円、計17億5,476万1,000円。

第3条では、予算第4条本文括弧書き中の資本的収支不足額及び補填額を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、補正予定額マイナス536万2,000円、計19億5,072万3,000円。

第1款資本的支出、補正予定額マイナス887万円、計23億5,583万円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額マイナス951万4,000円、計1億1,356万7,000円。

2ページを御覧ください。

第5条では、予算第9条中の他会計補助金額を改めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

補正の内容といたしましては、人事異動に伴う人件費補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・請願第3号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第26・請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題といたします。

その件につきましては、紹介議員より説明をお願いしたいと思います。

#### ○4番（河合克平君）

では、請願第3号：「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について提案をさせていただきます。

内容について、読み上げて提案に代えさせていただきます。

まず、請願先、愛西市議会議長・杉村義仁様。請願書を受け付けたのは、令和4年11月11日でございます。請願者は、フリースクールのための全国一斉請願プロジェクト、代表者は船坂こずえ様であります。紹介議員としまして、私、河合克平と真野和久紹介議員であります。

請願の趣旨です。

令和3年度の義務教育段階における不登校児童・生徒数は全国で24万4,940人と8年連続で増加しており、愛知県内でも1万6,959人（小学生は5,607人、中学生は1万1,352人）が不登校と、依然高い水準で推移しています。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童・生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握し切れているとは言い難く、潜在的な不登校児童・生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3,000円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学のため身体的、時間的、心理的な負担も加味しなければなりません。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童・生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請します。

請願項目。記、教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童・生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2. いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講ずること。

請願事項といたしまして、前述させていただいた請願の内容となります「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。

次ページには、意見書（案）が載っております。この内容でぜひとも御審議をいただき、御議決を賜りますことをお願い申し上げまして、提案と代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・諮問第1号から日程第29・諮問第3号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第27・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第29・諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・加藤貞夫は、令和5年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、加藤貞夫。

諮問理由は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

続きまして、諮問第2号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・山内潔は、令和5年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、山内潔。

諮問理由は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

続きまして、諮問第3号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

愛西市人権擁護委員・濱田恵美子は、令和5年3月31日任期満了となるので、次の者を推薦するものとする。本日提出でございます。

氏名、平野章宏。

諮問理由といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要があるからでございます。

それぞれ履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、一括して質問させていただきますが、愛西市人権擁護委員について質問させていただきます。

この制度の内容については、以前にも質問いたしました。相談内容等をされているということでお伺いしておりますが、新型コロナウイルス感染症のこの状況の中で変更されたことがあれば教えてください。また、今後どのような形で相談等を進めていくのか、もし決まっていることがあれば教えていただけますでしょうか。お願いします。

○保険福祉部長（小林徹男君）

変更はなく、今までどおりやっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第3号につきましては委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号から諮問第3号につきましては、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、これより採決に移ります。採決は個々に行います。

まず初めに、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。全員起立でありますので、よって諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。全員起立であります。よって、諮問第2号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

ありがとうございます。起立全員であります。よって、諮問第3号は適任とすることに決定

いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月6日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時01分 散会